

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 49 年豊明市条例第 28 号）新旧対照表（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、_____ 100 分の 160 _____ を基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合には</u> 100 分の 160、<u>12 月に支給する場合には</u> 100 分の 180 を基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和49年豊明市条例第28号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の180</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、退職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内の割合を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

豊明市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和49年豊明市条例第29号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、_____100分の162.5_____を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額及びその給料月額に一般職の職員の例により市長が規則で定める割合、また、市長が規則で定める管理又は監督の地位にある職員には、同項に規定する期末手当基礎額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の120_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」_____とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」</u>とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手</p>

当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に \_\_\_\_\_ 100分の100 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年  
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 100分の47.5 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105 を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年  
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50 を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p>
<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2（略）</p>

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡し  
た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当  
の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額  
に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給  
する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年  
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す  
る場合には100分の47.5、12月に支給する場合には  
100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡し  
た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当  
の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額  
に100分の102.5  
\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年  
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の4  
8.75  
\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

豊明市災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和 47 年豊明市条例第 14 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条の規定により読み替えられた武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）<u>第 44 条</u>の規定により読み替えられた<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条の規定により読み替えられた武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）<u>第 26 条の 8</u>の規定により読み替えられた<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）に関する事項を定めるものとする。</p>



豊明市国民健康保険税条例（昭和 4 7 年豊明市条例第 4 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u>  <u>当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u>  <u>当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合に</u></p>

あつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第27条 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を

(国民健康保険税の減免)

第27条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事由を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)

(2)・(3) (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第28条 (略)

第29条 (略)

省略させることができる。

(国民健康保険税の減免)

第28条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事由を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号\_\_\_\_\_

(2)・(3) (略)

(国民健康保険税の納税通知書)

第29条 (略)

第30条 (略)

豊明市立保育所設置条例（昭和 4 9 年豊明市条例第 1 1 号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
青い鳥保育園	豊明市三崎町高鴨 1 番地 1	青い鳥保育園	豊明市三崎町高鴨 1 番地 1
二村台保育園	豊明市二村台 3 丁目 1 番地 1	二村台保育園	豊明市二村台 3 丁目 1 番地 1
舘保育園	豊明市栄町西大根 3 0 番地 2 7 3	舘保育園	豊明市栄町西大根 3 0 番地 2 7 3
中部保育園	豊明市新田町門先 1 0 番地 1 0	中部保育園	豊明市新田町門先 1 0 番地 1 0
内山保育園	豊明市栄町内山 6 7 番地 5	栄保育園	豊明市新栄町二丁目 3 3 3 番地
栄保育園	豊明市新栄町二丁目 3 3 3 番地	南部保育園	豊明市栄町坂畑 1 0 0 番地
南部保育園	豊明市栄町坂畑 1 0 0 番地	西部保育園	豊明市間米町鶴根 1 2 1 2 番地 6 6
西部保育園	豊明市間米町鶴根 1 2 1 2 番地 6 6		

豊明市空家等対策協議会設置条例（平成 2 8 年豊明市条例第 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）<u>第 7 条</u>の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 協議会は、<u>法第 6 条</u>に基づく豊明市空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項を所掌事務とする。</p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）<u>第 8 条</u>の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 協議会は、<u>法第 7 条</u>に基づく豊明市空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項を所掌事務とする。</p>